

各 位

最低制限価格等の改正について

工事の最低制限価格等については、平成 20 年 11 月に緊急経済対策として暫定的に平均 2 %程度を引き上げましたが、現在の経済状況に配慮し、更に引き上げます。

◎ 改正時期

平成 22 年 2 月 1 日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

ただし、緊急的な引き上げによる、入札参加者への混乱を避けるため次の取扱いとします。

1 最低制限価格について

① 平成 22 年 2 月 1 日から 4 月末日までの入札公告及び指名通知分

- ・ 現行の設定に一律 2 %を加算します。(緊急避難的措置)

※設定単位の端数処理により 2 %に満たない場合もあります。

② 平成 22 年 5 月 1 日以降の入札公告及び指名通知分

- ・ 設定方法を見直し平均 2 %程度を引き上げます (案件毎に引き上げ率が異なります。)

③ 最低制限価格の設定単位は、現行どおりです。

④ 対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。

2 総合評価方式の配点基準について

総合評価方式の価格評価の配点基準 (最低制限価格に準じた額) も同様に引き上げます。